

若桜町監査告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年5月31日

若桜町監査委員 藤原重明

同 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年5月29日（月）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 ふるさと創生課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ふるさと納税について
 - ア 収入実績と充当事業の状況（平成26年度～平成28年度）
 - イ 総務省通知に係る返礼品価格（寄付額の上限3割）の対応状況
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 寄付金は、目的に従って適正に事業充当されているか。
(2) 総務省通知を踏まえ返礼品の価格検討がされているか。
(3) 返礼品提供者との調整は、十分行われているか。
- 5 監査の結果 ふるさと納税については、指摘事項なし。
町ホームページの更新については、ふるさと創生課がチェック機能を発揮することが重要と考えます。速やかに管理体制を整え対応されるよう要請します。

以上